

心肺蘇生の実技学ぶ 医療生協の保健大学

庄内医療生協藤島支部（成田忠一支部長）主催の保健大学（全3回）が開催され、11月16日には最終回の「救命講習」が藤島駅前町内会館でおこなわれました。

3回の保健大学では健康観、血圧やおしっこ、口腔ケア、食事、認知症サポーターなどについて詳しく学びました。

最終回では消防署藤島分署の職員から「心肺蘇生」の実技とAEDの使い方を学びました。

①突然倒れている人



を目撃したら、周囲の安全を確認する。

②肩をたたきながら反応（意識）を確かめる。

③119番通報と「AEDを持ってきて下さい」などと協力者



へ依頼する。

④胸と腹部の動きを見て呼吸を見る。

⑤呼吸がないと判断したら胸骨圧迫を行う。

胸の真ん中に手を当て約5センチ沈み込むよう強く速く、1分間に100〜120回のテンポで圧迫する。

⑥喉の奥を広げて空気を肺に通しやすくする気道確保。

⑦口対口の人工呼吸。

⑧胸骨圧迫30回を行った後に、人工呼吸2回おこなう。

⑨AEDの使用。「いざというときに出来るようになりたい」と全員が体験しました。

現憲法は国民が義務を果たせるように保障

―あらためて憲法を学ぶ― 青山崇

憲法は、日本国民に「教育の義務」「勤労の義務」「納税の義務」の三大義務を課している。しかし、義務を押しつけるのではなく、義務を押し

務を果たせるように保障しているのである。教育は、親が子どもに受けさせる義務を負ふが、「義務教育は、これを無償とする」とし

納税の義務

納税の義務

憲法30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

教育の義務 26条2項

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

勤労の義務 27条1項

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

日本国憲法の三大義務

Key Word

納税の義務：納税の義務は憲法30条に記されており、公共サービスの資金、所得の再分配、景気の調整などに税金が用いられている。

イラストは「最新憲法がよくわかる本」から

て、親の経済的事情などで義務を果たせないことがないようにしている。

勤労の義務については、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準」を法律で適正に定めること。また、労働者が使用者と対等になるために、労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権（ストライキ権）を保障している（第27条・28条）。納税の義務は、第30条で、「国民は、法律の



なに背負って来た

トランプ氏との初対面を俺流に庄内弁でやればだ。「俺・安倍と言う日本の首相だ。よろしくんな。「遠い所ヲゴ苦労サン。」「お前あがっと思わねがったなや。悪りがったんな。んだども・上がつていがったの。おめでとー。してまだ・こげ早く時間とつてくれでありがでー。これ名刺がわりだ。先ず受け取つてくれ」と言つて渡したのが酒田は本間ゴルフ製の、50万円もする品物なんだぞうだ。

▲オバマのときは、5万円相当なんだとテレビが教えている。だからこの差には、お詫びも入っているのかも。しかし、超多忙の中、時間を取つて会つてくれたということでは、米軍基地を大事にして、かつても対等でなかつ

定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とされている。

憲法には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする第25条からして、本人の収入等から本人の支払い能力に応じて負担してもらつ「応能負担の原則」が適切とされている。

私ごとで恐縮だが、当初の年金に所得税・住民税はかからなかつた。

た関係が大きな借りを作つたのではないかなと思われのだが。

▲それを、就任前にどこの誰よりも早く会つてくれたことを大いに喜んでいろいろだが、これは大統領の「手」なんだと思うぜ。そこは若い時から修羅場をくぐり、不動産王と呼ばれる名前を保持・拡大してきた人なんだから。そんなことは百も承知のマスコミが、首相の手柄みたいに囃しているがなぜなんだ。むしろ米軍を引き上げた言い方からこうなつたことこそ、マスコミが注目して究明しなればならないことじゃないですか。

▲それでなくとも密約が多い日米軍事関係。就任前だから内容は教えられないと言う首相の弁を納得しすぎてはいませんか・だ。公用だぜ。喜ばせて何を背負わせられたかだヨ。

（石川）